

## 会則（規約）について

社会教育関係団体の要素として、「公の支配に属していないこと」や「社会教育に関する事業を行うことを主たる目的としていること」、「団体としての体制が整っていること」があげられます。これらを判断基準にサークル・団体を社会教育関係団体として認めていくわけです。

このため組織として会則（規約）を持ち、それに沿ってサークルや団体の運営をしていくことが大切になります。

会則として定まった形はありませんが、「サークル等の名称・目的・組織・事業・役員・会議・会計・監査など」について定めておくといわれます。

### 例 1 〇〇サークル会則

（名 称）本会は□□□□と称し、事務局を□□□□に置く。

（目 的）本会は□□□□を行うことを目的とする

（組 織）本会の趣旨に賛同する者により組織する。

（事 業）本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 〇〇〇〇

2. □□□□

3. △△△△

（役 員）本会を運営するために次の役員を置く。

1. 会長 1 名 副会長 □ 名 会計 □ 名

2. 役員の役割

3. 役員の任期

4. 役員の選出方法

（会 議）本会の会議は、総会（及び役員会）とする。

1. 総会は毎年□月に会長が招集し、行事計画、予算決算について総会の承認を得るものとする。総会は会員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数の賛成を持って決定する。

2. 会則の変更、役員選出、その他必要な事項も同様とする。

3. ………

（会 計）1. 本会の経費は会費、その他の収入を持って充てるものとする

2. 本会の会費は毎月一人□□□□円とする

3. 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、年度ごとに決算し、会計監査を得て総会に報告し承認を得るものとする。

（監 査）この会の監査を行うため、監査役を□名委嘱する。

但し役員会の構成員としない。

本会則は令和□□年□月□日から施行する。

**例 2** 〇〇サークル会則(人数が少ないグループ・簡略版)

(名称) 本会は「〇〇〇」と称し、事務局を〇〇〇に置く。

(目的) 本会は〇〇〇を行うことを目的とする。

(組織) 本会の趣旨に賛同する者により組織する。

(事業) 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 〇〇〇〇
- 2 □□□□
- 3 その他、目的達成に必要な事業

(役員) 本会を運営するために次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 会計 1名 (会長が兼務することも可)
- 3 役員任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 役員は総会において会員の互選により選出する。

(会議) 本会の会議は総会とする。

- 1 総会は毎年〇月に会長が招集し、活動計画、予算決算について総会の承認を得るものとする。
- 2 総会は会員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数の賛成をもって決定する。
- 3 会則の変更、役員選出、その他必要な事項も同様とする。

(会計) 1 本会の経費は会費、その他の収入をもって充てるものとする。

2 本会の会費は毎月一人〇〇〇円とする。

3 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、年度ごとに決算し、総会に報告し承認を得るものとする。

本会則は令和〇年〇月〇日から施行する。

**【ポイント】**

- ・ 監査を削除 → 決算は総会で全会員が確認・承認
- ・ 副会長を削除 → 必要最小限の役員構成
- ・ 会長と会計の兼務を可能に → 人数が少ない場合の柔軟な対応
- ・ 役員会を省略 → 総会のみで意思決定